

「北方林業」掲載物の電子媒体化に伴う著作権委譲に関する告知

購読者ならびに著者各位

「北方林業」は、主に北方の森林、林業、林産業に関する研究成果や技術報告等を掲載し、1949年以來2014年までは社団法人北方林業会が、それ以後は北方森林学会が刊行してきた刊行物で、北海道の森林、林業、林産業の歴史を知る上でも大変貴重な資料となっています。しかし、2015年の社団法人北方林業会の解散に伴って過去の出版物等が全て処分されたこともあり、過去の「北方林業」誌上の掲載物を参照することが難しくなっています。このため、北方森林学会では北方林業会刊行分を含む過去に刊行された「北方林業」を電子媒体化し、購読者をはじめとする皆様に利用して頂くことを考えております。

この実現に向けては、「北方林業」に収められた全ての著作物の著作権を学会が有する必要があります。しかしながら、2017年秋号までの刊行分については著作権に関する明確な記述がなく、これらに掲載されている著作物の著作権はその著者に帰属すると考えられます（但し、著作権は著者の死後50年経過後は消滅します）。したがって、著作物の電子媒体化とその公開を進めるためには、本来であれば、全ての著者お一人ずつにその経緯と目的を説明し、許諾を頂く必要がありますが、その実現には多大な労力と時間を要することが予想されます。

そのため、これまで刊行された「北方林業」（1～792号）に収められた全ての著作物の著作権が学会に譲渡されることを、学会ホームページ等で一定期間にわたり広報、周知することで、各著者から著作権譲渡の了解が得られたものと解釈させて頂くこととしました。もし、ご自身の著作物の著作権を学会に委譲せず、電子媒体化・公開を希望されない場合は、その旨2019年1月31日までに北方林業編集事務局にお申し出頂ければ、その対象から除外いたします。同期日までにそうしたお申し出がない全ての著作物については、その時点でその著作権が学会に譲渡されものとさせていただきますが、何らかの事情で本告知を知る機会がなかった場合は、同期日後であってもお申し出があれば、非公開の措置をとらせて頂きます。

「北方林業」の電子媒体化と公開は、今後の北海道の森林、林業、林産業の発展に大きく寄与するものと考えております。購読者ならびに著者の皆様からのご理解とご協力をお願いいたします。

北方森林学会北方林業編集事務局

〒062-8516 札幌市豊平区羊ヶ丘7番地 森林総合研究所北海道支所内

Tel.011-590-5502 Fax.011-851-4167

E-Mail : hopporingyo-ffpri-hkd[at]gp.affrc.go.jp